

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月24日に提出いたしました第46期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため内部統制報告書の訂正報告を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成21年3月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

-

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、平成21年3月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

-

記

第46期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）に計上いたしました「太陽電池の発電量増加に寄与する装置」の売上520百万円を、当該取引の実態等を勘案し取消すこととし、あわせて関連する在庫の評価減を実施しました。さらに当該取引に関連する取引等及び繰延税金資産を修正いたしました。

これにより当社は、過年度の連結財務諸表を訂正するとともに、第46期事業年度の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、新規事業に積極的に取組むに当たり、「太陽電池の発電量増加に寄与する装置」に関する新規事業を展開するうえでの業務プロセスの構築が不十分であり、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに関する内部統制に不備があったものと認識し、重要な欠陥に該当すると判断しました。

-

4【付記事項】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

評価結果に関する事項に記載した事実は、第48期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）に明らかになった事項で、本訂正報告書提出時点においては、「太陽電池の発電量増加に寄与する装置」に関する新規事業はすでに休止しており、また他の既存事業に影響を及ぼすものではないと認識しております。

なお当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、今回の過年度の連結財務諸表の訂正により有価証券報告書の訂正報告書を提出したことを真摯に受け止め、今回の訂正の発生要因を十分に検討するとともに、今後新規事業を開始するにあたっては、業務プロセスの制定、職務権限規程等の改定、取締役会における経営監視機能の強化などを実施し、再発防止のための内部統制を整備、運用してまいります。